

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月4日

【会社名】 アクセンチュア・パブリック・リミテッド・カンパニー
(Accenture public limited company)

【代表者の役職氏名】 ダグラス・G・スクリブナー
執行役員兼ジェネラル・カウンセル
(Douglas G. Scrivner, Executive Officer and General Counsel)

【本店の所在の場所】 アイルランド、ダブリン2、グランドキャナルハーバー、グランド
キャナルスクエア1
(1 Grand Canal Square, Grand Canal Harbour, Dublin 2,
Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 水口 美穂

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区赤坂2丁目17番7号 赤坂溜池タワー6階
クリフォードチャンス法律事務所 外国法共同事業

【電話番号】 03-5561-6640

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦澤 千尋
弁護士 渡邊 真紀子

【連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 0米ドル(0円)(注1)
(1,307,486,761円(14,559,986米ドル))(注2)(注3)
(注1)新株予約権証券の発行価額の総額である。

(注2)新株予約権証券の発行価額の総額に、新株予約権の行使時の
払込金額の総額(見込額である。詳細は「第一部 証券情報」を
参照のこと。)を合計した金額である。

(注3)括弧内のドル金額は、1米ドル=89.80円の為替レート
(2009年10月13日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行発表の対顧
客電信直物売買相場仲値)により計算されている。1米ドル未満及
び1円未満はそれぞれ四捨五入している。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 なし

注(1) 本有価証券届出書(以下、「本書」という。)において、「アクセンチュア」、「会社」又は「当社」とは、アクセンチュア・パブリック・リミテッド・カンパニー、又は、アクセンチュア・パブリック・リミテッド・カンパニー及びその子会社を集合的に指す。

注(2) 本書において、「ドル」、「米ドル」、「US\$」及び「\$」はアメリカ合衆国ドルをいい、「円」及び「¥」は日本円をいう。

注(3) 便宜上、本書において円で表示されている金額は、別段の表示がない限り2009年10月13日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行発表の対顧客電信直物売買相場仲値、1米ドル=89.80円の為替レートで換算された金額である。1米ドル未満及び1円未満はそれぞれ四捨五入している。

- 注(4) 円又は米ドルによる額が四捨五入されている場合には、本書中の表における合計額は、当該合計額を算出する欄の額の合計額と一致しない場合がある。
- 注(5) 本書で使用されている「パートナー」という呼称は、当社が会社形態へ移行する以前に事業を運営していたパートナーシップや会社に関連のあるパートナー及び株主を指している。これらの「パートナー」は会社形態の移行に伴い当社の管理職責を有する従業員となるが、「パートナー」の肩書きを維持することになる。文脈によっては、「パートナー」という呼称は、この管理職責上の意味において以前から「パートナー」として任命され、又は将来に任命される従業員その他の者を指す場合がある。「パートナー」という呼称を使用する際、当社と異なる法人格を有する者を創出することを意図するものではない。
- 注(6) 本書で使用されている「N/A」又は「n/a」という表記は、該当する情報がない場合、重要性が乏しいため記載を省略している場合、情報確認が困難若しくは不可能な場合、又はプライバシー上の理由又は株式公開国で開示が要求されていない等その他の理由で情報が開示されていない場合等を示している。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年10月30日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、記載項目の一部に訂正がありましたので、下記のように訂正するものであります。

2【訂正事項】

表紙

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新株予約権証券の募集

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

【表紙】

<訂正前>

(前略)

【届出の対象とした募集金額】

0米ドル(0円)(注1)

(1,307,486,761円)(注2)

(注1)新株予約権証券の発行価額の総額である。

(注2)新株予約権証券の発行価額の総額に、新株予約権の行使時の払込金額の総額(見込額である。詳細は「第一部 証券情報」を参照のこと。)を合計した金額である。

(後略)

<訂正後>

(前略)

【届出の対象とした募集金額】

0米ドル(0円)(注1)

(1,307,486,761円(14,559,986米ドル))(注2)(注3)

(注1)新株予約権証券の発行価額の総額である。

(注2)新株予約権証券の発行価額の総額に、新株予約権の行使時の払込金額の総額(見込額である。詳細は「第一部 証券情報」を参照のこと。)を合計した金額である。

(注3)括弧内のドル金額は、1米ドル=89.80円の為替レート(2009年10月13日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行発表の対顧客電信直物売買相場仲値)により計算されている。1米ドル未満及び1円未満はそれぞれ四捨五入している。

(後略)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新株予約権証券の募集】

(1)【募集の条件】

<訂正前>

発行数	371,656個(注1)
-----	--------------

(中略)

(注1) 上記の発行数は、アクセントチュア・リミテッド2001年株式報奨制度(Accenture Ltd 2001 Share Incentive Plan) (以下、「SIP」という。)に従属するプログラムであるアクセントチュア任意株式投資プログラム(Accenture Voluntary Equity Investment Program) (以下、「本プログラム」という。)に従い、日本において新規発行又は交付されるクラスA普通株式の最大発行可能数(小数点以下切下げ)に相当する個数である(すなわち、本プログラムに基づき交付される株式が全て新規発行株式であると仮定した場合の数字である。)。本募集は、当社の日本における間接子会社であるアクセントチュア株式会社の上級管理職社員(2009年10月13日時点で135人、以下、「加入者」という。)を対象としている。当該発行数は、2009年10月13日時点のニューヨーク証券取引所における当社クラスA普通株式高値及び安値の平均値である39.175米ドル(3,518円)を付与日の公正市場価額と仮定し、募集見込額1,307,486,761円をこれ除することによって算出された発行株式数(1,307,486,761 ÷ 3,518=371,656)である。公正市場価額とは、該当日のニューヨーク証券取引所における当社クラスA普通株式の高値及び安値の平均値を言う。

(後略)

<訂正後>

発行数	371,656個(注1)
-----	--------------

(中略)

(注1) 上記の発行数は、アクセントチュア・リミテッド2001年株式報奨制度(Accenture Ltd 2001 Share Incentive Plan) (以下、「SIP」という。)に従属するプログラムであるアクセントチュア任意株式投資プログラム(Accenture Voluntary Equity Investment Program) (以下、「本プログラム」という。)に従い、日本において新規発行又は交付されるクラスA普通株式の最大発行可能数(小数点以下切下げ)に相当する個数である(すなわち、本プログラムに基づき交付される株式が全て新規発行株式であると仮定した場合の数字である。)。本募集は、当社の日本における間接子会社であるアクセントチュア株式会社の上級管理職社員(2009年10月13日時点で135人、以下、「加入者」という。)を対象としている。当該発行数は、2009年10月13日時点のニューヨーク証券取引所における当社クラスA普通株式高値及び安値の平均値である39.175米ドル(3,518円)を付与日の公正市場価額と仮定し、募集見込額1,307,486,761円(14,559,986米ドル)をこれ除することによって算出された発行株式数(1,307,486,761 ÷ 3,518=371,656)である。公正市場価額とは、該当日のニューヨーク証券取引所における当社クラスA普通株式の高値及び安値の平均値を言う。

(後略)

(2)【新株予約権の内容等】

<訂正前>

新株予約権の目的となる株式の種類	アクセンチュア・パブリック・リミテッド・カンパニー・クラスA普通株式(記名式、額面金額0.0000225米ドル。)
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権証券1個につき1株 (全ての購入権が行使された場合に発行しうる株式の総数は371,656株)(注1)(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たりの払込金額は1株当たりの購入価格と同じ。(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,307,486,761円(注1)(注4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(株式の発行価格)39.175米ドル(3,518円)(注3) (資本組入額)0.0000225米ドル(約0.0020円)(注1)(注5)
新株予約権の行使期間	2010年2月5日から2011年1月5日まで(注6)

(中略)

(注1) 上記の「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「資本組入額」は、本プログラムに基づき交付される株式が全て新規発行株式であると仮定した場合の数字である。

(注2) 毎月の購入権の対象となるクラスA普通株式の個数は、毎月の拠出額を、購入権の月次行使日(翌月の5日)の公正市場価額で除することによって算定される。ただし、端株は付与されず、1株に満たない拠出額は、翌月に繰り越される。拠出額は、購入権の月次行使日における為替レートによってUSドルに換算され、計算される。対象年度中に脱退しなかった加入者は、さらに、対象年度終了後の2011年1月5日に、その日までに購入権の行使により取得したクラスA普通株式を譲渡又は移転していない限り、購入権の行使により取得されたクラスA普通株式2株につき1つの制限付株式ユニット(Restricted Share Unit)を無償で付与される。1制限付株式ユニットに満たない端数は切り捨てられる。制限付株式ユニット付与日より2年後、それまで雇用が継続し、その他条件を満たしている場合に、制限付株式ユニットに係る株式が授与される。本書においては、制限付株式ユニットにより付与されるクラスA普通株式の個数については記載していない。

(注3) 「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は対象年度における購入権1個に対応する当社クラスA普通株式の各付与日又は直近取引日の公正市場価額に相当する。上記は2009年10月13日現在のニューヨーク証券取引所における当社クラスA普通株式の高値及び安値の平均値を公正市場価額見込み額として便宜的に記入したものである。

(注4) 上記発行価額の総額は、日本における加入者135人の税引き後年収の30%の合計額(1,307,486,761円)に基づいた見込み額である。

(注5) 発行価格のうち、1株当たり額面価額の0.0000225米ドルを資本金とし、残余部分は資本剰余金として取扱う。

(注6) 「新株予約権の行使期間」には、月次付与される制限株式の購入権行使日の初日(2010年2月5日)乃至最終日(2011年1月5日)を含む。本書においては、制限付株式ユニットに係るクラスA普通株式の授与期間については記載していない。

<訂正後>

新株予約権の目的となる株式の種類	アクセンチュア・パブリック・リミテッド・カンパニー・クラスA普通株式（記名式、額面金額0.0000225米ドル。）
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権証券1個につき1株 （全ての購入権が行使された場合に発行しうる株式の総数は371,656株）（注1）（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たりの払込金額は1株当たりの購入価格と同じ。（注3）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,307,486,761円（14,559,986米ドル）（注1）（注4）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	（株式の発行価格）39.175米ドル（3,518円）（注3） （資本組入額）0.0000225米ドル（約0.0020円）（注1）（注5）
新株予約権の行使期間	2010年2月5日から2011年1月5日まで（注6）

（中略）

（注1）上記の「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「資本組入額」は、本プログラムに基づき交付される株式が全て新規発行株式であると仮定した場合の数字である。

（注2）毎月の購入権の対象となるクラスA普通株式の個数は、毎月の拠出額を、購入権の月次行使日（翌月の5日）の公正市場価額で除することによって算定される。ただし、端株は付与されず、1株に満たない拠出額は、翌月に繰り越される。拠出額は、購入権の月次行使日における為替レートによってUSドルに換算され、計算される。対象年度中に脱退しなかった加入者は、さらに、対象年度終了後の2011年1月5日に、その日までに購入権の行使により取得したクラスA普通株式を譲渡又は移転していない限り、購入権の行使により取得されたクラスA普通株式2株につき1つの制限付株式ユニット(Restricted Share Unit)を無償で付与される。1制限付株式ユニットに満たない端数は切り捨てられる。制限付株式ユニット付与日より2年後、それまで雇用が継続し、その他条件を満たしている場合に、制限付株式ユニットに係る株式が授与される。本書においては、制限付株式ユニットにより付与されるクラスA普通株式の個数については記載していない。

（注3）「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」は対象年度における購入権1個に対応する当社クラスA普通株式の各付与日又は直近取引日の公正市場価額に相当する。上記は2009年10月13日現在のニューヨーク証券取引所における当社クラスA普通株式の高値及び安値の平均値を公正市場価額見込み額として便宜的に記入したものである。

（注4）上記発行価額の総額は、日本における加入者135人の税引き後年収の30%の合計額（1,307,486,761円（14,559,986米ドル））に基づいた見込み額である。

（注5）発行価格のうち、1株当たり額面価額の0.0000225米ドルを資本金とし、残余部分は資本剰余金として取扱う。

（注6）「新株予約権の行使期間」には、月次付与される制限株式の購入権行使日の初日（2010年2月5日）乃至最終日（2011年1月5日）を含む。本書においては、制限付株式ユニットに係るクラスA普通株式の授与期間については記載していない。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<訂正前>

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,307,486,761円（注1）	5,000,000円	1,302,486,761円

（注1）上記払込価額の総額は、日本における加入者135人の税引き後年収の30%の合計額（1,307,486,761円）に基づいた見込み額である。「払込金額の総額」及び「差引手取概算額」は、加入者に対して付与された新株予約権証券がすべて行使された場合の見込み額である。

<訂正後>

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
<u>1,307,486,761円</u> <u>(14,559,986米ドル)</u> （注1）	<u>5,000,000円</u> <u>(55,679米ドル)</u>	<u>1,302,486,761円</u> <u>(14,504,307米ドル)</u>

（注1）上記払込価額の総額は、日本における加入者135人の税引き後年収の30%の合計額（1,307,486,761円（14,559,986米ドル））に基づいた見込み額である。「払込金額の総額」及び「差引手取概算額」は、加入者に対して付与された新株予約権証券がすべて行使された場合の見込み額である。